

## 5. 障がい福祉サービス

身 知 精 難 児 者

### (1) 介護給付と訓練等給付

障がい福祉サービスには、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」などがあります。詳しくは次ページをご覧ください。

介護給付は、サービスに該当する障害支援区分の認定を受けている必要があります。

なお、65歳以上の方は原則として介護保険が適用となりますが、詳細についてはご相談ください。

#### 1 申請に必要なもの

①障がいの内容が確認できるもの（次のいずれか）

1) 各種障害者手帳

- ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
- ・難病受給者証など対象疾患に該当することがわかる書類

2) 自立支援医療（精神通院医療）の受給者証

3) 精神障がいによる障害年金受給がわかる書類

4) 精神障がいの内容がわかる診断書

②介護給付費等支給申請書 ③世帯状況・収入等申告書 ④市町村民税等調査同意書 ⑤市町村民税非課税証明書または課税証明書（登米市内に住所がなかった場合） ⑥収入額を証明するもの（施設等入所者のみ） ⑦印鑑

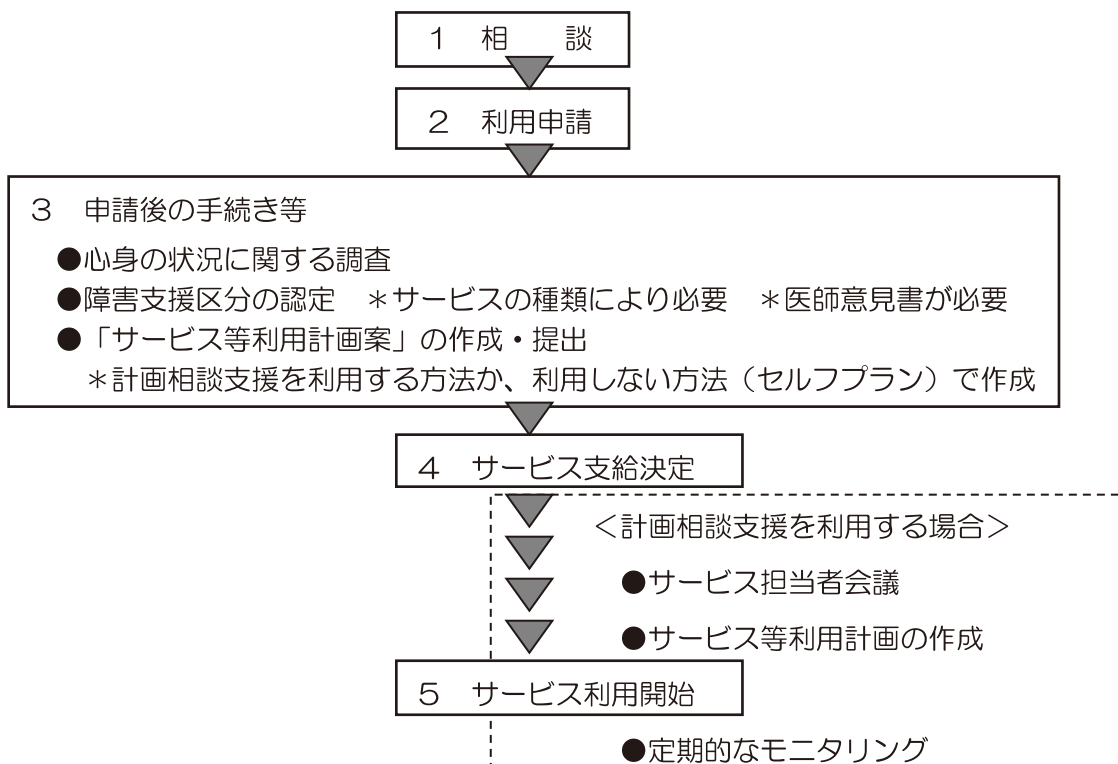
#### 2 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

#### 3 費用負担

利用者負担は原則として1割ですが、世帯の所得に応じた上限月額（1か月あたりの限度額）があります。生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料です。利用者負担の他に、サービスの内容により食事代等の実費負担があります。

#### 4 サービス利用の流れ 計画相談について



◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

| サービスの種類               |  | サービス内容   | 対象となる方   |
|-----------------------|--|--|--|
| 介<br>護<br>給<br>付      | 居宅介護<br>(ホームヘルプ)                         | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、通院等介助等を行います                                       | <b>身 知 精 難</b><br>区分1～6  |
|                       | 同行援護                                     | 視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供、移動の援護を行います                | <b>身 知 精 難</b><br>区分不要<br>・視覚障がいの方   |
|                       | 行動援護                                     | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います                  | <b>身 知 精 難</b><br>区分3～6<br>・知的又は精神障がいで行動関連項目が10点以上の方                                     |
|                       | 重度訪問介護                                   | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います     | <b>身 知 精 難</b><br>区分4～6<br>・重度の肢体不自由の方<br>・知的又は精神障がいで行動関連項目が10点以上の方                      |
|                       | 重度障害者等<br>包括支援                           | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います                                | <b>身 知 精 難</b><br>区分6<br>・重度の肢体不自由の方<br>・知的又は精神障がいで行動関連項目が10点以上の方                        |
|                       | 短期入所                                     | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います                  | <b>身 知 精 難</b><br>区分1～6  |
|                       | 生活介護                                     | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します          | <b>身 知 精 難</b><br>【通所の場合】<br>・区分3～6(50歳以上の方は区分2～6)<br>【施設入所の場合】<br>・区分4～6(50歳以上の方は区分3～6) |
|                       | 療養介護                                     | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います              | <b>身 知 精 難</b><br>区分5～6<br>・病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者(詳しくはお問い合わせください)        |
| 施設入所支援                | 障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います | <b>身 知 精 難</b><br>区分4～6<br>(50歳以上は区分3～6)                           |  |
| 訓<br>練<br>等<br>給<br>付 | 共同生活援助<br>(グループホーム)                      | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助又は、入浴、排せつ、食事の介護等を行います                  | <b>身 知 精 難</b><br>区分1～6<br>・身体障がいの場合は、原則65歳未満の方  |
|                       | 就労移行支援                                   | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。<br>(標準利用期間2年) | <b>身 知 精 難</b><br>・単独では就労が困難なため、就労に必要な知識や技術の習得等の支援が必要な65歳未満の方等                           |

| サービスの種類  |            | サービス内容   | 対象となる方   |
|----------|------------|--|--|
| 訓練等給付    | 就労継続支援(A型) | 一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく働く場(賃金が発生)を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います                                | <b>身知精難</b><br>・就労移行支援を利用したが、就労できなかった方など                             |
|          | 就労継続支援(B型) | 一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づかない生産活動の機会(工賃が発生)を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います                    | <b>身知精難</b><br>・就労経験があるが、年齢や体力的に就労が難しくなった方など                         |
|          | 就労定着支援     | 一般企業等に就職した後、生活面での課題が生じている方に、就労継続を促すため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や課題解決への相談、助言等のサポートを行います(標準利用期間3年) | <b>身知精難</b><br>・就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護の利用後に一般企業等に就職し、就労期間が6カ月を経過した方 |
|          | 自立訓練(機能訓練) | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います(標準利用期間1年6カ月)                                 | <b>身知精難</b><br>・地域生活を営むために、リハビリテーションの継続が必要な方等                        |
|          | 自立訓練(生活訓練) | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います(標準利用期間2年)                                    | <b>身知精難</b><br>・地域生活を営むために、生活能力の維持、向上等の支援が必要な方等                      |
|          | 宿泊型自立訓練    | 日中一般就労や障がい福祉サービスを利用している方で、地域移行に向けて居住の場を提供し、家事等の日常生活を向上させるための支援を行います(標準利用期間2年)                      | <b>身知精難</b><br>・地域生活を営むために、生活能力の維持、向上等の支援が必要な方等                      |
| 地域相談支援   | 地域移行支援     | 支援施設などに入所している人や精神科病院に入院している人に、住居の確保や地域での生活に移行するために必要な相談や支援をします                                     | <b>身知精難</b><br>・障がい者施設、精神科病院等を退所して地域へ移行する方                           |
|          | 地域定着支援     | 居宅で単身で生活する障がい者で、緊急時等の支援体制が必要と見込まれる人に、障がいの特性によって生じた緊急の事態等に対する必要な相談・訪問などの支援をします                      | <b>身知精難</b><br>・居宅において単身又は家族と同居であっても緊急時の支援が見込めない方                    |
| 障がい児通所給付 | 児童発達支援     | 障がい児に日常生活における基本的な動作の指導や知識技能、集団生活への適応訓練等を行います(未就学児が対象)  | <b>身知精難</b><br>・未就学の障がい児   |
|          | 放課後等デイサービス | 学校の放課後や夏休みなどの長期休暇中に、障がい児の生活能力向上、自立の促進のために必要な訓練等を行います(就学児が対象)                                       | <b>身知精難</b><br>・小、中、高等学校又は特別支援学校に就学している障がい児                          |
|          | 保育所等訪問支援   | 保育所等に通う特別な配慮が必要な児童を対象に施設を訪問し、児童が集団生活や新しい環境に慣れていけるよう方向性を導いていきます。                                    | <b>身知精難</b><br>・保育所等に通う障がい児  |
| 計画相談支援   | 利用計画作成     | ・サービス等利用計画については、相談支援専門員が総合的な援助方針や解決すべき課題をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成します。                         | <b>身知精難</b><br>・介護給付、訓練等給付、地域相談支援のいずれかを利用する方                         |
|          | 障害児相談支援    | ・定期的に利用状況の検証及びサービス内容の見直し(モニタリング)を行います  | <b>身知精難</b><br>・障がい児通所支援を利用する方                                       |